

財団法人 放送文化基金

平成 22 年度

助成・援助 要項

HBF 財団法人 放送文化基金

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 41 - 1

TEL 03-3464-3131 FAX 03-3770-7239 <http://www.hbf.or.jp>

助成・援助の主旨

財団法人 放送文化基金（理事長 河竹登志夫）は、放送文化の発展向上に寄与することを目的として、放送に密接に関連する調査・研究、事業に対する助成・援助を行っています。

●放送技術に関する研究・開発

●放送に関する人文・社会科学的な調査・研究、および文化的な事業

想定される対象の例示

技術開発

放送文化にかかわりのある技術の研究・開発

- デジタル放送や、将来の新しい放送システムに関する研究
- 放送・通信融合時代における新しい放送サービスに関する技術研究
- 放送番組の撮像・生成、記録、編集、保存等の制作技術に関する研究
- 放送における送信、受信、伝送、再生または表示の技術に関する研究
- 放送技術にかかわりのある基礎的研究および人間の生理・心理等に関する研究

人文社会・文化

放送と社会、視聴者に関する調査・研究、および放送とかかわりの深い文化的な活動（国際的な協力を含む）

- 放送の社会的、文化的、教育的な役割、影響、効果に関する調査・研究
- 放送の法制度、倫理に関する調査・研究
- 番組の開発、向上に関する調査・研究
- 番組の評価に関する調査・研究
- 放送に関するセミナー、研修などの実施
- 放送に関する分野を主要な目的とする公演などの開催
- 放送とかかわりの深い文化の振興、保存のための事業
- 放送番組の海外への提供に関する事業
- 放送を通じての地域の活性化を目的とする文化的事業

助成・援助 要項

平成 22 年度

平成 22 年度の募集

助成・援助対象を広く募集します。

今回の申込みは、平成 23 年度に実施されるプロジェクトが対象となります。

平成 22 年度は、助成・援助金として総額 5,500 万円を予定しています。

申込み限度額は、1 件 300 万円です。

● 申込受付

平成 22 年

9 月 1 日 (水)

9 月 30 日 (木) 必着

所定の申込書に必要事項を記入し、上記受付期間内に事務局へ提出して下さい。

☆申込書は、ホームページからダウンロードできます。

海外申請受付は、6 月 14 日 (月)～8 月 13 日 (金) です。

● 助成・援助の採否

審査委員会を経て、平成 23 年 2 月 1 日 (火) に開催予定の理事会で決定します。

☆応募書類から得た応募者の個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します。

又、法令等で定める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

☆「助成・援助対象一覧」は、記者発表、ホームページ等で公開いたします。

● 助成・援助金の贈呈

平成 23 年 3 月 4 日 (金) に贈呈式を行います。

助成・援助金給付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為第3条に規定する事業のうち、一・二・三・五・六号の助成・援助の実施に関して必要な事項を定める。

(助成・援助金給付の対象)

第2条 助成・援助金給付の対象は、該当する研究、調査または事業を行う団体もしくは個人とする。ただし、テレビ番組の企画選奨の場合を除き、放送事業者の本来業務に対しては助成・援助を行わない。

(助成・援助金給付の額)

第3条 助成・援助金給付の額は、募集の際に助成・援助の項目ごとに、そのつど理事会で定める。

第2章 助成または援助の申し込み

(申し込みの方法)

第4条 助成または援助を受けようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

(申し込みの時期)

第5条 前条の申し込みの時期は、助成または援助の項目ごとに、募集の際に、そのつど理事会で定める。

第3章 助成・援助金給付の期間および決定

(助成・援助金給付の期間)

第6条 助成・援助金給付の対象となる期間は、特別の事情がない限り、給付決定から1年とする。

(助成・援助金給付の決定)

第7条 助成・援助金給付の決定は、各年度の事業計画に基づき、審査委員会の審査を経て、理事会が行う。

(決定の通知および受諾書の提出)

第8条 助成・援助金の給付を決定したときは、理事長がすみやかに申込者に通知する。

2 前項の決定の通知を受けた申込者は、ただちに所定の助成・援助受諾書を提出しなければならない。

(助成・援助金受領書の提出)

第9条 助成・援助金の給付を受けた者は、ただちに所定の助成・援助金受領書を提出しなければならない。

第4章 報 告

(報告等の義務)

第10条 助成・援助金の給付を受けた者は、その研究・開発・調査・事業の経過ならびに結果を所定の報告書に記入の上、提出しなければならない。

2 助成・援助金の給付を受けた者は、その研究・開発・調査・事業の成果等に関する資料・刊行物、制作された記録メディア等を提出しなければならない。

3 助成・援助金の給付を受けた者がその研究・開発・調査の成果等を公表するとき、または事業を実施するときは、放送文化基金の助成・援助による旨を明示しなければならない。

第5章 会 計

(会計帳簿の作成)

第11条 助成・援助金の給付を受けた者は、別途の預金口座を設けるとともに、入出金額を会計帳簿に事項別に記載しなければならない。

(証ひょう書類の整理保管)

第12条 助成・援助金の給付を受けた者は、出納に関する請求書および領収書の控え、ならびに支払いに関する請求書および領収書等の証ひょう書類を整理して保管しなければならない。

(会計帳簿または証ひょう書類の提示または提出)

第13条 会計帳簿または証ひょう書類は、求めに応じて提示または提出しなければならない。

第6章 計画の変更等

(計画の変更等)

第14条 助成・援助金の給付を受けた者がその対象となった計画を変更しようとするときは、その旨を申請し、事前に承認を得なければならない。

2 計画の実施が不能となった場合または継続することができない事情が発生した場合は、給付金の全額または残額を返戻しなければならない。

3 助成・援助金の給付を受けた者がこの規程の履行を故意に怠ったと認められるときは、前項の規定にかかわらず給付金全額の返還を求めることができる。

第7章 補 則

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和49年3月7日から施行する。